

#### 第1条

この規約は、高松信用金庫（以下「当金庫」といいます）が組織・運営する「たかまつしんきんキッズクラブ」の会員（以下「会員」といいます）に対して適用される規約（以下「規約」といいます）とします。本規約の一部を構成するものには、当金庫の公式インターネット・ホームページ上への掲載、各種案内等の郵便、その他当金庫が提示する諸規程（これらを以下「諸規程」といいます）も含まれます。本規約の定めと、諸規程の定めが抵触する場合には、諸規程の定めが優先して適用されます。

#### 第2条【名称】

この会は、「たかまつしんきんキッズクラブ」と称します。

#### 第3条【会員資格】

会員とは、0歳から18歳以下のお子様をいい、専用普通預金通帳の作成を加入資格要件とします。

#### 第4条【会員特典】

当金庫は、本クラブ会員に以下の特典（以下「特典」といいます）を提供します。

なお、特典内容については、会員の事前の同意を得ることなく随時変更することができ、会員は、これをあらかじめ了承するものとします。

- (1) 各種イベントへの案内
- (2) 専用商品等の案内

#### 第5条【会員への通知方法】

本規約および本会の事項に関する当金庫から会員に対する通知は、別途定めがある場合を除き当金庫の公式インターネット・ホームページ上への掲載、各種案内等によりご案内した時点からその効力を生じるものとします。

#### 第6条【届出事項の変更】

- (1) 会員が当金庫に届け出た氏名、住所等に変更があった場合は、ただちに所定の変更手続きをしていただきます。
- (2) 前項の届出がないため当金庫から送付する通知、書類その他のものが延着し又は到着しなかった場合は、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。但し、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りでないものとします。

#### 第7条【会費】

会費は無料とします。ただし、イベント内容によっては実費をいただく場合がございます。

#### 第8条【退会】

- (1) 会員資格の有効期限は、会員が満18歳となつてから最初に到来する3月31日までとします。
- (2) 会員は、会員資格の喪失または有効期限の終了を持って自動的に会員から退会するものとします。
- (3) 会員の希望による退会については、会員本人もしくは保護者からの申し出により、当金庫所定の手続きを行うものとします。

#### 第9条【会員証】

- (1) 会員証は、専用普通預金通帳とし、当金庫所定のシールを貼付します。
- (2) 会員証は、当該会員に限り利用可能とし、会員は、特典の申込み・利用に際して必ず提示するものとします。
- (3) 会員は、会員証の紛失・盗難の場合、当金庫宛に届出するものとします。
- (4) 前項の会員証の紛失・盗難に伴い、当金庫は会員証を再発行します。ただし、当金庫所定の通帳再発行手数料が必要となります。

#### 第10条【譲渡等の禁止】

会員は、会員証、および本規約に基づく本会の会員としての地位を第三者に対して譲渡、貸与、使用許諾、名義変更等はできないものとします。

#### 第11条【会員情報の利用目的】

会員および保護者の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日及び電子メールアドレス等の個人情報（以下「会員の個人情報」といいます）に関し、当金庫の利用目的は次の各号のとおりとし、当金庫の個人情報保護方針その他法令を遵守するものとします。

- (1) 当金庫がイベント・商品等本会に関するお知らせを会員ならびに保護者宛に電子メール、郵便等により送付すること
- (2) 当金庫が主催または協賛する、お子様向けの企画やイベント等のお知らせを会員ならびに保護者宛に電子メール、郵便等により送付すること
- (3) 当金庫の「個人情報等の利用目的の特定」に掲載した範囲内

#### 第12条【問い合わせ先】

この規約についてのお問い合わせ、又本規約に基づく通知は、当金庫の本支店窓口・担当者もしくは次の宛先までお願いします。

〒760-0052 高松市瓦町1丁目9番地2  
高松信用金庫 お客様相談室  
Tel 0120-842-880